

# 「茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金」 受付を12月8日（金）から開始いたします

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の削減に取り組む茨城県内の農業者の皆様に対して、肥料費の値上がり分を一部支援します。  
報道機関の皆様におかれましては、本支援金の周知・広報にご協力をお願いいたします。

## 事業の概要（詳細は別添チラシをご覧ください）

### ■支援の対象となる肥料

令和5年6月から令和5年10月に令和5年秋肥分として購入した肥料

### ■支援金額

- （1）認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者、人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者は肥料費の値上がり分の $\frac{2}{3}$ 以内
- （2）（1）以外の農業者は肥料費の値上がり分の $\frac{1}{3}$ 以内

### ■支給要件

- （1）化学肥料の使用量の削減に向けた取り組みを行うこと。
- （2）茨城県内に住所地又は事業所の所在地を有すること。

※この他にも支給要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

### ■申請期間

令和5年12月8日（金）～令和6年1月19日（金）  
※書面申請の場合は当日消印有効

### ■申請方法

書面申請または電子申請

### ■問合せ窓口（12月6日（水）から開設）

茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金審査デスク  
電話：029-301-5338（平日9時～18時）



# 茨城県化学肥料削減緊急支援事業のご案内

～化学肥料削減に向けた取組を県が支援します～

肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、**化学肥料の削減に取り組む農業者の皆様に対し、肥料価格高騰分を支援します。**



## 支援の対象となる肥料

**令和5年6月**から**令和5年10月**(令和5年の秋肥として使用する肥料)に納品または購入した肥料価格高騰対策事業(国事業)で認められた肥料が対象です。

## 支援対象者と支援金額

**化学肥料の削減**に向けた取組みを行う以下①～⑤の対象者に対し、**肥料価格高騰分**について一定割合を支援します。

- ① 認定農業者
  - ② 認定新規就農者
  - ③ 市町村基本構想水準到達者
  - ④ 人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者
  - ⑤ ①～④以外の茨城県内に自作地又は借入地を有する農業者
- ※①～⑤のいずれも茨城県内に住所地又は事業所の所在地を有すること
- ①～④の対象者は  
価格高騰分の  
**2/3以内**
- ⑤の対象者は  
価格高騰分の  
**1/3以内**

## 申請に必要なもの

申請にあたって必要な書類は以下のとおりです。

### ①様式1「茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金支給申請書」

※添付書類(必須)

- ・肥料の納品日または購入日がわかる請求書等の写し
- ・振込口座番号の記載された通帳の写し

### ②様式2「化学肥料削減緊急支援事業支給要件証明書」

※認定農業者または認定新規就農者の方は、

**農業経営改善計画または青年等就農計画の認定書の写しも可**

## 化学肥料削減計画書

### <作付概要>

作物名	作付面積 (ha)
水稻	20
小麦	10
はくさい	5
計	35

<氏名または法人名> 茨城農業法人

<代表者名(法人のみ)> 肥料 太郎

・購入した肥料を施肥する作物名と作付面積を記載してください。  
 ・作物名は具体的に記載してください(野菜、園芸などの記載は不可)。  
 ・原則として作付面積の合計の半分以上を占める作物で化学肥料削減の取組を行う必要があります。

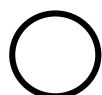
1. 「令和5年度までの取組」は、これまで実施してきた取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和6年度までの取組」には、実施する取組メニューが2つ以上「○」を付けてください。

取組メニュー	令和5年度までの取組	令和6年度以降の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌漑施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く)		

・取り組むものに○をつけ、令和6年度以降の取組には2つ以上○をつけてください  
 ・また、令和6年度までの取組メニューの数が令和5年度までの取組メニューの数を下回らないようにご記入ください。

### チェック欄

私は農産物の販売実績があり、今回申請する令和5年秋肥を確実に購入し、自らが販売する農産物の生産に使用し、上記の取組を実践することを確約します。



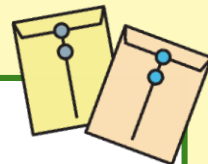
<氏名または法人名> 茨城農業法人

<代表者名(法人のみ)> 肥料 太郎

チェック欄へのチェックと署名を必ずご記入ください。

※チェック欄にチェックしたうえでご署名ください。

## 申請方法



以下のどちらかの方法により、申請期間内に提出してください。

### ① 郵送による書面申請

レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、申請書類を送付してください。

【提出先】

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番地6

茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金審査デスク 宛

※宛先は必ずこのとおりにご記入ください。

### ② メールによる申請

タイトルを【化学肥料削減緊急支援金申請】としたうえで、申請書類のデータを以下アドレス宛に提出してください。

【提出先】

info@ibarakihiryoku.jp

## 申請期間

令和5年12月8日(金)～令和6年1月19日(金)

※郵送の場合は当日消印有効



### 注意事項



- ・不正受給は犯罪です。悪質と判断された場合は、申請者名および屋号等を公表するとともに告訴等の対応をさせていただきます。
  - ・虚偽の申請や不正受給が発覚した場合、速やかに支給額を返還させていただきます。
- ※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

## 問 い

## 答 え



①化学肥料の使用量を実際に削減することが支援の要件なのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>化学肥料の削減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。</li><li>選択された取組の実施について、必要に応じ確認します。</li></ul>
②既に化学肥料の削減に取り組んでいるため、更に削減することは難しい。	<ul style="list-style-type: none"><li>更に削減することが難しい場合でも、既に実施している取組を継続していただくようお願いします。</li></ul>
③令和5年度までの取組を変更し、令和6年度から新たな取組をしてよいのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>変更は可能です。ただし、令和6年度を取組メニュー数が必ず2つ以上で、かつ、令和5年度までの取組メニュー数を下回ることがないようにしてください。</li></ul>
④化学肥料削減に向け、取組を実施したいがすぐには行えない。	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度中に取り組めない場合は、令和6年度までに取り組んでいただきますようお願いします。</li></ul>
⑤R5秋肥(6~10月)を注文したが納品が10月末までには間に合わない場合は。	<ul style="list-style-type: none"><li>肥料の納品については、肥料の配送事情を考慮し、11月末までに納品された肥料は対象となります。</li><li>12月以降の納品となる肥料は対象外といたします。</li></ul>

## 申請前の確認事項

### ①申請に必要な書類はすべて揃っていますか？

- 様式1(茨城県化学肥料削減緊急支援事業支援金支給申請書)
  - 様式2(化学肥料削減緊急支援事業支給要件証明書)
  - 農業経営改善計画 又は 青年等就農計画の認定証の写し
  - 肥料購入金額がわかる書類(領収書、請求書等)、支援金の振込先がわかる通帳の写し
- いずれか1つを提出。

### ②必要事項の記入漏れ・間違いはございませんか？

- (法人の場合)代表者の職名、氏名
- 国・県事業支援金の受給有無
- 宣誓項目のチェック
- 振込先の口座情報(○の付け忘れはありませんか?)

<間違いの多い箇所>

- 振込先口座の支店コード、口座番号 ※必ずお手元に通帳をご用意のうえ、ご記入ください。

## お問い合わせ先

化学肥料削減緊急支援事業支援金審査デスク

TEL 029-301-5338 (平日9時~18時)

※要綱、申請様式等、詳細は県ホームページをご覧ください。

